

令和2年2月28日
教 育 庁

学校臨時休業等にかかる本県の対応について

I 県立学校への指示

1 臨時休業について

- (1) 令和2年3月2日（月）から春休みまでを臨時休業とすること。
ただし、卒業生以外の生徒については、3月第1週に1日だけの登校日を設定し、休業中の注意事項等を伝達するとともに、教材等を持ち帰らせるなどの対応をすること。
- (2) 休業中は、生徒は登校しないこととし、講習や部活動等も行わないこと。家庭においては外出を極力控えるよう指導すること。
- (3) 休業期間中の生徒・保護者への連絡体制を確認し、学校からの緊急時の連絡内容が確実に伝わるようにすること。

2 卒業式について（追加指示）

- (1) 時間設定を見直し、最短の時間で終了できるようにすること。
- (2) 卒業式への参加者は卒業生と教職員に限定すること。保護者は代表1名、在校生については必要最小限の参加とし、来賓については参加を御遠慮願うこと。

3 高等学校入学者選抜について（追加指示）

予定通り3月10日（火）に実施するが、面接は行わないこと。

II 市町村教育委員会への要請

市町村立の小中学校・高等学校に対して、県立学校の対応と同様の対応を求める要請を行う。

<問い合わせ先>

【公立幼稚園・小中学校に関すること】

義務教育課 TEL 023-630-2866

【高等学校に関すること】

高校教育課 TEL 023-630-3106

【特別支援学校に関すること】

特別支援教育課 TEL 023-630-2873